

2010年8月12日
郵産労交第2号

株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役会長
進藤丈介 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元穂

期間雇用社員の最低賃金引き上げに関する要求書

政府は新成長戦略で「2020年までに目標として、できるだけ早く全国最賃800円、景気状況に配慮しつつ全国平均で1000円をめざす」ことを決定しました。

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会は8月5日、2010年度の最低賃金の目安として全国平均で時給15円増と決定しましたが政府の目標にはほど遠い引き上げとなっています。

労働運動総合研究所によれば「最賃アップが日本経済の健全な発展をもたらす」とし、「時給1000円」の引き上げで国内需要が5,8兆円拡大し、国内生産が13,4兆円、GDPが7,3兆円誘発されると指摘しています。さらに、富士通総研コラムでも「最低賃金引き上げは最大の成長戦略」としてきています。

「労働者が健康で文化的な生活を営むことができる」ようにすることは憲法で保障され、その根拠に最低賃金があります。当然、生活保護水準を下回ってはならないとされています。日本郵政グループ各社には約21.2万人もの期間雇用社員が雇用され、日々の業務運行に携わっていますが、その多くが「ワーキングプア」と言われる状況に置かれています。期間雇用社員の最低賃金の引上げは、生活改善はもとより、日本郵政グループが国民に安定したサービスを提供していく上で避けて通れない課題となっています。

郵産労が取り組んだ期間雇用社員の2010年度春闘要求アンケートでは、「会社での収入が主な生活費になっている」との回答が、73,5%と過去最高を示し、郵政グループ各社の給与支給に依拠している実態が強まっています。会社責任による賃金の改善は強く求められます。生活実感を問う設問では、「かなり苦しい」「やや苦しい」の合計が72,8%と昨年より増えています。

日本で最大の期間雇用社員を雇用している日本郵政グループ各社が、日本経済の再生に向けて郵政職場から「貧困と格差」を解消し、「ワーキングプア」をなくことは社会的責任です。以下の要求書を提出するので誠意ある回答を求めるものです。

記

- 1 期間雇用社員の区分別、支社別人数を明らかにすること
- 2 期間雇用社員の基本給の下限額を全国一律で最低200円以上引き上げ、全国どこでも1200円以上とすること
- 3 基本給の加算額についても大幅に引き上げ改善すること
- 4 年収ダウンとなる出勤日数等の削減はおこなわないこと

以上